

令和元年度 精神保健福祉資料
指標算出の前提となるデータ加工について
(630調査)

1. 調査対象施設

- ①自治体調査：47都道府県および20政令指定都市の主管課
- ②医療機関調査：全国の「精神科もしくは心療内科」を標榜しているすべての医療機関
- ③訪問看護ステーション調査：全国の「すべて」の訪問看護ステーション

2. 調査ポイント

①自治体調査

- ・管内の医療機関および訪問看護ステーション数、医療圏の数等
- ・毎年「6月1ヶ月間」の非同意入院の「入院届」「退院届」および精神医療審査会機能

②医療機関調査

毎年「6月30日午前0時時点」の

- ・各医療機関機能および職員、病棟機能
- ・在院患者の状況
- ・医療保護入院患者の状況
- ・訪問看護機能

③訪問看護ステーション調査

- ・毎年「6月1か月間」の利用者数および各種届出状況、スタッフの内訳

令和元年度630調査 調査内容および目的（自治体票）

調査内容	調査目的
①精神科医療機関機能	<p>① 精神科・心療内科を標榜する医療機関や訪問看護ステーションについて実態を把握する。</p> <p>② 自治体の各種医療圏域の現状を把握する。</p>
②医療保護入院・措置入院・緊急措置入院・応急入院の入院届	<p>非同意入院の実態を詳細に把握するため、自治体が毎年「6月 1ヶ月間」に受理した入院届の記載内容から</p> <p>① 非同意入院で入院した精神疾患患者について、今回入院や前回入院について詳細を調査する。</p> <p>② 入院届の届出受理の状況を把握する。</p>
③医療保護入院・措置入院の退院届・消退届	<p>非同意入院の実態を詳細に把握するため、自治体が毎年「6月 1ヶ月間」に受理した退院届および消退届の記載内容から</p> <p>① 非同意入院で入院した精神疾患患者について、入院の詳細を調査する。</p> <p>② 退院届の届出受理の状況を把握する。</p>
④精神医療審査会	<p>① 精神医療審査会の合議体の実態を把握する。</p> <p>② 前年「4月」から調査年「3月」で扱った退院請求について、受理状況と処理状況を把握する。</p> <p>③ 同 処遇改善請求について、受理状況と処理状況を把握する。</p>

令和元年度630調査 調査内容および目的（医療機関票）

調査内容	調査目的
①施設の基本属性および概要	<p>毎年「6月30日時点」で</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関（病院、診療所）について、病床数、病棟数、精神科に関わる職員数等の基本属性を把握する。 ② 医療機関が有する機能を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知療法・認知行動療法や重度アルコール依存症入院医療管理加算等の届出状況の有無 ・ 同一法人内施設の把握 ・ 医療従事者向けの、疾患ごとに対応した研修の受講状況の把握 ・ 訪問診療の実施状況の把握 ・ 退院後生活環境相談員の配置実態の把握
②施設の概要	<p>毎年「6月30日0時時点」で、各医療機関が有する施設の概要（各病棟について、届出入院料、開放区分、保護室数等）を把握する。</p>
③在院患者について	<p>毎年「6月30日0時時点」で在院している、主診断が精神疾患である全ての入院患者について、患者動態を含む入院の実態を詳細に把握する。</p>
④退院患者について	<p>毎年「6月1ヶ月間」に退院した、主診断が精神疾患である全ての入院患者について、退院状況等を把握する。</p>
⑤医療保護入院患者について	<p>調査前年「6月1ヶ月間」に医療保護入院した患者について、入院中の退院支援委員会の実施や退院状況等を詳細に把握する。</p>
⑥訪問看護部門について	<p>訪問看護部門を有する医療機関について、利用実態および機能の詳細を把握する。</p>

令和元年度630調査 調査内容および目的（訪問看護ステーション票）

調査内容	調査目的
①届出、指定状況	毎年「6月30日現在」での、施設基準の届出および指定の状況を把握する。
②利用状況	毎年「6月 1ヶ月間」の特に精神疾患の利用者に着目し、利用状況を把握する。
③職員数	毎年「6月30日現在」で訪問看護にかかわる職員の実態を把握する。

令和元年度630調査 病院・病床区分別集計の定義

	集計区分		
	公的病院	指定病院・病床	措置入院受け入れ可能病床
1.国等設置病院	○	×	○
2-1.国等設置病院以外の公的病院（指定病院）	○	○	○
2-2.国等設置病院以外の公的病院（非指定病院）	○	×	×
3-1.上記以外の病院（指定病院）	×	○	○
3-2.上記以外の病院（非指定病院）	×	×	×

「1. 国等設置病院」とは“精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第19条の8にもとづく、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人”が設立主体である医療機関

「2. 国等設置病院以外の公的病院」とは、“市区町村、日本赤十字社、厚生連、自衛隊、済生会、健康保険組合”等が設立主体である医療機関

「3.上記以外の病院」とは1及び2以外が設立主体であるいわゆる民間病院等

※指定病院は、措置入院の指定病床数が1以上であり、かつ国等設置病院でない場合に分類

①在院患者数

毎年「6月30日午前0時時点」に精神病床に入院している患者数（精神病床以外の病床の患者は含まない）。

②主診断

診療録に記載されている主診断を転記（主診断の定義はICDのFコード分類に準じる）。

③隔離・拘束状況

毎年「6月30日午前0時」時点の「指示」の有無のカウントを集計。

630調査集計資料の「隔離有」には「隔離指示のみ有」の患者も「隔離・拘束の両方の指示が有」の患者が含まれる。拘束も同様である。

④患者住所地

診療録上の「入院前患者住所地」が「病院の所在地」と「同一」であるか「異なる」かを基準にそれぞれの実数をカウント。

この情報は「地域精神保健福祉資源分析データベース：ReMHRAD（リムラッド）」にも活用されている。

令和元年度630調査 データの処理について

(1) 空欄（未記入）に関する基本処理

- ① 選択肢から選んで回答する項目が空欄 → 「不明」
 - ② 「有」「無」のいずれかを回答する項目が空欄 → 「無」
 - ③ 数値を回答する項目が空欄 → 「0」または「不明」
- ※なお、関連する他の項目の回答から補完が可能な場合には、適宜修正

(2) 所定外の回答（選択肢以外の回答等）に関する基本処理

- ① 回答内容を選択肢の項目のいずれかに分類
- ② 数値で回答する項目に、数値の幅で回答している場合には、中央値で補完
- ③ ①、②いずれにも該当しない場合には、「不明」

(3) 回答内容の整合性がとれない場合の処理

- ① 関連する項目どうしの回答内容が矛盾する場合
 - ・ より詳細に回答している項目を基本的に優先し、他方の回答を修正
(例：退院の有無 と 退院年月の記述 → 退院年月の記述があれば、退院「有」)
- ② [医療機関票：在院患者] 入院年月から算出した在院期間が年齢を上回っている場合
 - ・ 入院年月が生年月とみなせる場合 → 入院年、入院月を「不明」
 - ・ 年齢が患者IDとみなせる場合 → 年齢を「不明」
 - ・ 上記以外の場合 → 入院年、入院月、年齢のいずれも「不明」
- ③ [医療機関票] 病棟の在院患者数が届出病床数を大きく上回っている場合
 - ・ 届出病床数の回答を、在院患者数で補完

令和元年度630調査 データの処理について

(4) 調査の対象外となる回答の処理

[医療機関票]

- ①在院患者：入院年月の回答が、調査年の7月以降の場合
 - ・調査年の6月30日0時時点での在院患者が調査対象 → 調査対象外とみなし、削除
- ②医療保護入院：退院年月の回答がH30 1~5月の場合
 - ・調査年の6月に医療保護入院した患者が調査対象 → 退院年、退院月をいずれも「不明」

[自治体票]

- ①入院/要措置診断年月日、退院/消退届の届出提出年月日等の回答が、調査年の7月以降の場合
 - ・調査年の6月受理分が調査対象 → 調査対象外とみなして削除
- ②入院/要措置診断年月日が、H31 (R1) 1月以前の場合
 - ・R1 6月受理分が調査対象 → 受理までの時間差が大きいことから調査対象外とみなして削除
 - ・なお、「H30 5月」「H30 6月」の回答 → 年の誤記とみなし「R1」に修正
- ③退院/消退届の届出提出年月日が、H30 6月以前の場合
 - ・R1 6月受理分が調査対象 → 年の誤記とみなし「R1」に修正

(5) その他

[医療機関票]

- ①国等の医療機関 → 措置入院の指定病床数を0 (全病床が措置入院受入可能病床)
- ②医療機関番号、医療機関名、所在地がすべて同一の場合 → 医療機関の重複とみなし、一方を削除

[自治体票]

- ①入院年月日/要措置診断年月日と届出受理日 が逆転している場合
 - 入院年/要措置診断年月日を正しいものとして、届け出受理日を「不明」
- ②退院年月日/消退届の届出提出年月日と退院届/消退届受理年月日 が逆転している場合
 - いずれの年月日も修正なし。ただし、受理までの平均日数を集計する際には除外